

狛江市地域防災計画

(令和3年修正)

<震災編>

狛江市防災会議

目次

第1部 総則

第1章 計画の方針	1
1 計画の目的及び前提	1
2 計画の構成	1
3 計画の習熟	2
4 計画の修正	2
5 他の計画との関係	2
第2章 狛江市の現状	3
1 地勢の概況	3
2 面積・人口	3
3 教育・保育	7
4 地震に関する地域危険度測定調査	7
第3章 狛江市における被害想定	10
第4章 減災目標	14

第2部 災害予防・応急・復旧計画

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割	17
1 基本理念	17
2 基本的責務	17
3 連携・協働	18
4 市、都及び防災機関の役割	19
第2章 市民と地域の防災力向上	28
【予防対策】	
1 自助による市民の防災力向上	31
2 地域による共助の推進	34
3 消防団等の活動体制の充実	35
4 事業所による自助・共助の強化	36
5 ボランティアとの連携	37
6 市民・行政・事業所等の連携	40

【応急対策】	
1 自助による応急対策の実施	42
2 地域による応急対策の実施	42
3 消防団等による応急対策の実施	43
4 事業所による応急対策の実施	44
5 ボランティアとの連携	44
第3章 安全な都市づくりの実現	46
【予防対策】	
1 安全に暮らせる都市づくり	49
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	51
3 液状化への対策	54
4 出火、延焼等の防止	54
5 放射性物質対策	58
【応急対策】	
1 消火・救助・救急活動	60
2 社会公共施設等の応急対策	60
3 危険物等の応急措置による危険防止	61
4 放射性物質対策	65
【復旧対策】	
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	67
2 放射性物質対策	67
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	69
【予防対策】	
1 道路・橋梁	71
2 鉄道・バス	72
3 河川・内水排水施設	73
4 緊急輸送ネットワーク	73
5 水道	73
6 下水道	73
7 電気・ガス・通信等	74
8 エネルギーの確保	76
【応急対策】	
1 道路・橋梁	77
2 鉄道施設	78
3 河川・内水排水施設	78
4 水道	78

5	下水道	78
6	電気・ガス・通信等	79
7	エネルギーの確保	79
	【復旧対策】	
1	道路・橋梁	80
2	鉄道施設	80
3	河川・内水排水施設	80
4	水道	80
5	下水道	81
6	電気・ガス・通信等	81
第5章 応急対応力の強化		82
	【予防対策】	
1	初動対応体制の整備	85
2	事業継続体制の確保	87
3	消火・救助・救急活動体制の整備	88
4	連携体制の強化	89
5	応急活動拠点の整備	90
	【応急対策】	
1	初動態勢	92
2	消火・救助・救急活動	99
3	応援協力・派遣要請	101
4	応急活動拠点の調整	105
第6章 情報通信の確保		106
	【予防対策】	
1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	108
2	市民等への情報提供体制の整備	110
3	市民相互の情報連絡等の環境整備	111
	【応急対策】	
1	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	112
2	防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	114
3	広報及び広聴体制	116
4	市民相互の情報連絡等	119
第7章 医療救護等対策		120
	【予防対策】	
1	初動医療体制の整備	122

2	医薬品・医療資器（機）材の確保	125
3	遺体の取扱い	125
	【応急対策】	
1	初動医療体制	128
2	医薬品・医療資器（機）材の供給	135
3	医療施設の確保	138
4	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	139
	【復旧対策】	
1	防疫体制の確立	144
2	火葬	146
第8章 避難者対策		148
	【予防対策】	
1	避難体制の整備	150
2	避難所・災害時集合場所等の指定・安全化	151
3	避難所の管理運営体制の整備等	153
4	要配慮者等への対策	155
5	車中泊	160
	【応急対策】	
1	避難誘導	161
2	避難所の開設・運営	163
3	要配慮者等への対策	168
4	ボランティアの受入れ・派遣	169
6	動物救護	170
第9章 帰宅困難者対策		172
	【予防対策】	
1	東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	174
2	帰宅困難者への情報通信体制整備	177
3	一時滞在施設の確保	178
4	徒歩帰宅支援のための体制整備	178
	【応急対策】	
1	駅周辺での混乱防止	180
2	事業所等における帰宅困難者対策	184
	【復旧対策】	
1	徒歩帰宅者の代替輸送	186
2	徒歩帰宅者の支援	187

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 189

【予防対策】

- 1 食料及び生活必需品等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
- 2 飲料水及び生活用水の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
- 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
- 4 輸送体制の整備・車両の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
- 5 燃料の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
- 6 義援物資の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

【応急対策】

- 1 備蓄物資の供給・・・・・・・・・・・・・・・・ 196
- 2 飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
- 3 物資の調達要請・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
- 4 義援物資の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
- 5 輸送車両の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 200

【復旧対策】

- 1 多様なニーズへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
- 2 炊き出し・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
- 3 水の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
- 4 生活用水の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
- 5 消費者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
- 6 物資の輸送・・・・・・・・・・・・・・・・ 204

第11章 住民の生活の早期再建・・・・・・・・・・・・・・・・ 206

【予防対策】

- 1 応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
- 2 生活再建のための事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
- 3 トイレの確保及びし尿処理・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
- 4 ごみ処理・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
- 5 がれき処理・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
- 6 仮設住宅の供給・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
- 7 応急教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
- 8 保育園等の安全確保・応急保育・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
- 9 災害救助法等・・・・・・・・・・・・・・・・ 214

【応急対策】

- 1 被災住宅の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
- 2 被災宅地の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
- 3 家屋・住家被害状況調査等・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
- 4 罹災証明書の発行準備・・・・・・・・・・・・・・・・ 216

5	義援金の募集・受付	217
6	トイレの確保及びし尿処理	218
7	ごみ処理	219
8	がれき処理	220
9	土石、竹木等の処理	222
10	応急教育	223
11	応急保育等	223
12	災害救助法等の適用	224
13	激甚災害の指定	224
	【復旧対策】	
1	被災住宅の応急修理	226
2	仮設住宅の供給	229
3	被災者の生活相談等の支援	230
4	義援金の募集・受付・配分	231
5	被災者に対する生活再建資金援助等	232
6	市税等の支払猶予、減免等	233
7	職業のあっ旋	233
8	がれき処理の実施	234
9	学校の復旧時の対応	234
10	保育園等の復旧時の対応	235
11	災害救助法の運用等	235

第3部 復興計画

第1章	基本的考え方	239
第2章	復興体制	240
第3章	復興に向けた方針、計画等	241
第4章	復興に向けた取組	243

第1部 総則

第1章 計画の方針

1 計画の目的及び前提

1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、防災機関及びその他の関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

そして、震災に強いまちづくりを、市民、地域社会、行政が連携・協働して「安心して暮らせる安全なまち」の実現を目指す。

1-2 計画の前提

この計画は、第1部第3章に掲げる「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の震災から得た教訓や市が行った被災自治体への支援・救援活動等を踏まえて策定する。

また、国や東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民・地域社会・行政の連携・協働や減災目標の達成など、震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。

なお、災害対策基本法を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

2 計画の構成

この計画には、市、都、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。

なお、第2部各章毎に首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議）の主要項目を掲載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	○ 市の概要、首都直下地震の被害想定、減災目標 等
第2部 災害予防・応急・復旧計画	○ 市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等 ○ 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第3部 復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等

3 計画の習熟

各防災機関は、平時から危機管理や震災対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、震災への対応能力の向上を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、狛江市防災会議においてこれを修正する。したがって、各防災機関は自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を狛江市防災会議に提出してこれを修正しなければならない。

また、この計画における主要な施策については、必要な調査・検証を行い、次回の修正に反映する。

5 他の計画との関係

本計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画（令和元年修正）（以下「都地域防災計画」という。）等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第2章 狛江市の現状

1 地勢の概況

- 市は、新宿から電車で南へ約20分の位置にあり、市役所を中心に東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒（世界測地系）に位置し、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで川崎市に接している。
- 総面積は6.39km²で、東西2,940m、南北3,660mで、市全域標高20mの平坦な地形である。
- 地質は洪積層で、地味豊かで、果菜等の栽培に適している。

2 面積・人口

(1) 地目別土地面積

(令和2年1月1日時点)

地目	面積 (m ²)	割合 (%)
田	0	0.00
畑	369,191	6.81
宅地	3,599,345	66.43
池沼	0	0.00
山林	7,654	0.14
雑種地	197,453	3.64
その他	1,244,797	23.00
計	5,418,440	100

(資料) 固定資産の価格等の概要調書

(2) 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度 (別表1のとおり)

(3) 年齢別人口構成表 (別表2のとおり)

別表1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度

(令和2年7月1日現在)

地 域 (町丁名)	人 口 (人)				町丁別 面積(k㎡)	町丁別人口密 度(人/k㎡)
	世帯	総数	男	女		
総数	43,094	83,571	40,485	43,086	5.784	14,449
和泉本町 一丁目	3,068	6,368	2,958	3,410	0.237	26,869
和泉本町 二丁目	741	1,535	751	784	0.145	10,586
和泉本町 三丁目	1,207	2,642	1,294	1,348	0.195	13,549
和泉本町 四丁目	2,113	3,544	1,540	2,004	0.247	14,348
和泉本町 計	7,129	14,089	6,543	7,546	0.824	17,098
中和泉 一丁目	1,149	2,046	995	1,051	0.145	14,110
中和泉 二丁目	971	1,988	1,004	984	0.136	14,618
中和泉 三丁目	1,485	2,874	1,422	1,452	0.238	12,076
中和泉 四丁目	682	1,432	700	732	0.130	11,015
中和泉 五丁目	1,874	3,701	1,880	1,821	0.225	16,449
中和泉 計	6,161	12,041	6,001	6,040	0.874	13,777
西和泉 一丁目	784	1,136	574	562	0.074	15,351
西和泉 二丁目	497	931	414	517	0.058	16,052
西和泉 計	1,281	2,067	988	1,079	0.132	15,659
元和泉 一丁目	741	1,202	565	637	0.148	8,122
元和泉 二丁目	759	1,497	735	762	0.178	8,410
元和泉 三丁目	550	861	428	433	0.140	6,150
元和泉 計	2,050	3,560	1,728	1,832	0.466	7,639
東和泉 一丁目	2,065	3,142	1,426	1,716	0.182	17,264
東和泉 二丁目	804	1,315	617	698	0.089	14,775
東和泉 三丁目	965	1,688	796	892	0.078	21,641
東和泉 四丁目	410	613	300	313	0.048	12,771
東和泉 計	4,244	6,758	3,139	3,619	0.397	17,023
猪方 一丁目	582	1,086	546	540	0.095	11,432
猪方 二丁目	766	1,614	823	791	0.129	12,512
猪方 三丁目	1,417	2,682	1,323	1,359	0.199	13,477
猪方 四丁目	650	1,288	636	652	0.058	22,207
猪方 計	3,415	6,670	3,328	3,342	0.481	13,867
駒井町 一丁目	800	1,666	830	836	0.137	12,161
駒井町 二丁目	554	1,301	640	661	0.119	10,933
駒井町 三丁目	761	1,624	829	795	0.136	11,941
駒井町 計	2,115	4,591	2,299	2,292	0.392	11,712
岩戸南 一丁目	1,261	2,561	1,237	1,324	0.111	23,072
岩戸南 二丁目	1,226	2,288	1,118	1,170	0.151	15,152
岩戸南 三丁目	1,341	2,684	1,313	1,371	0.194	13,835
岩戸南 四丁目	837	1,961	981	980	0.126	15,563
岩戸南 計	4,665	9,494	4,649	4,845	0.582	16,313

地 域 (町丁名)	人 口 (人)				町丁別 面積(k m ²)	町丁別人口密 度(人/k m ²)
	世帯	総数	男	女		
岩戸北 一丁目	1,016	2,038	975	1,063	0.118	17,271
岩戸北 二丁目	1,011	2,107	1,003	1,104	0.138	15,268
岩戸北 三丁目	1,723	2,979	1,400	1,579	0.130	22,915
岩戸北 四丁目	1,111	1,778	855	923	0.124	14,339
岩戸北 計	4,861	8,902	4,233	4,669	0.510	17,455
東野川 一丁目	1,003	1,992	990	1,002	0.167	11,928
東野川 二丁目	691	1,640	826	814	0.113	14,513
東野川 三丁目	1,173	2,584	1,266	1,318	0.123	21,008
東野川 四丁目	927	1,979	991	988	0.165	11,994
東野川 計	3,794	8,195	4,073	4,122	0.568	14,428
西野川 一丁目	882	1,835	894	941	0.133	13,797
西野川 二丁目	747	1,651	770	881	0.150	11,007
西野川 三丁目	362	797	375	422	0.088	9,057
西野川 四丁目	1,388	2,921	1,465	1,456	0.187	15,620
西野川 計	3,379	7,204	3,504	3,700	0.558	12,910

(資料) 人口：市民生活部市民課、面積：企画財政部政策室

※人口は、外国人も含む

別表2 年齢別人口構成表

(令和2年7月1日現在)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	83571	40485	43086								
0-4	3523	1831	1692	35-39	5947	2923	3024	70-74	4827	2262	2565
0	664	314	350	35	1124	535	589	70	981	475	506
1	676	358	318	36	1176	603	573	71	1104	531	573
2	735	378	357	37	1248	597	651	72	1070	494	576
3	755	420	335	38	1169	579	590	73	1007	457	550
4	693	361	332	39	1230	609	621	74	665	305	360
5-9	3407	1723	1684	40-44	6309	3222	3087	75-79	4119	1723	2396
5	739	372	367	40	1219	625	594	75	761	330	431
6	699	352	347	41	1252	626	626	76	880	358	522
7	686	348	338	42	1291	670	621	77	868	381	487
8	653	340	313	43	1262	663	599	78	835	333	502
9	630	311	319	44	1285	638	647	79	775	321	454
10-14	2984	1550	1434	45-49	6789	3402	3387	80-84	3310	1320	1990
10	596	315	281	45	1315	645	670	80	736	304	432
11	608	312	296	46	1357	680	677	81	614	254	360
12	631	330	301	47	1404	702	702	82	661	266	395
13	571	292	279	48	1369	702	667	83	622	234	388
14	578	301	277	49	1344	673	671	84	677	262	415
15-19	3230	1650	1580	50-54	6560	3359	3201	85-89	2336	856	1480
15	617	294	323	50	1384	669	715	85	604	218	386
16	617	321	296	51	1405	728	677	86	494	189	305
17	632	320	312	52	1366	681	685	87	490	186	304
18	643	328	315	53	1241	649	592	88	420	159	261
19	721	387	334	54	1164	632	532	89	328	104	224
20-24	4898	2383	2515	55-59	5342	2777	2565	90-94	991	297	694
20	789	405	384	55	1255	663	592	90	268	79	189
21	954	487	467	56	1136	638	498	91	236	75	161
22	1044	515	529	57	1026	502	524	92	199	56	143
23	1065	484	581	58	934	480	454	93	174	50	124
24	1046	492	554	59	991	494	497	94	114	37	77
25-29	5170	2437	2733	60-64	4287	2180	2107	95-99	253	67	186
25	1067	507	560	60	940	480	460	95	85	26	59
26	1061	515	546	61	870	438	432	96	71	17	54
27	1015	478	537	62	835	413	422	97	43	9	34
28	1069	497	572	63	810	412	398	98	33	8	25
29	958	440	518	64	832	437	395	99	21	7	14
30-34	5222	2525	2697	65-69	4037	1994	2043	100-	30	4	26
30	1015	483	532	65	788	385	403	100	12	1	11
31	1014	495	519	66	768	385	383	101	6	2	4
32	1047	517	530	67	780	389	391	102	3	0	3
33	1033	491	542	68	830	400	430	ソレイジョウ	9	1	8
34	1113	539	574	69	871	435	436	フジョウ	0	0	0

※人口年齢構成別概要（資料）市民生活部市民課

乳幼児人口0～5歳総数 4,262人／83,571人＝5.10%

65歳以上の高齢者総数 19,903人／83,571人＝23.82%

75歳以上の高齢者総数 11,039人／83,571人＝13.21%

3 教育・保育

(1) 幼稚園等

区分	数	定員	実員	備考
私立幼稚園（市内）	3	960	674	令2.4.1現在
市立保育園	4	445	435	令2.4.1現在
私立保育園・認定こども園（市内）	17	1,615	1,440	令2.4.1現在
乳幼児人口（0歳～5歳 住民基本台帳登録人口）			4,262	令2.7.1現在

（資料）市民生活部市民課、子ども家庭部児童育成課

(2) 市立学校・都立高校施設状況

（令和2年5月1日現在）

区分		小学校	中学校	都立高校
学 校 数		6校	4校	1校
児 童 ・ 生 徒 数		3,622人	1,289人	992人
校舎面積（のべ床面積）		37,965㎡	26,220㎡	14,253㎡
内 訳	鉄筋コンクリート	32,337㎡	20,489㎡	10,182㎡
	そ の 他	906㎡	437㎡	—
	屋内運動場面積	4,722㎡	5,294㎡	4,071㎡
学 校 敷 地		72,357㎡	60,492㎡	34,772㎡

（資料）教育部学校教育課、都立狛江高等学校

4 地震に関する地域危険度測定調査

都では、東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づき、地域危険度測定調査を概ね5年ごとに行っている。8回目の調査（平成30年2月公表）では、①建物倒壊危険度、②火災危険度、③災害活動困難度、④総合危険度を測定している。なお、地域危険度は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランク（ランク1が危険性が低く、ランクが大きくなるに従って危険性が高くなる）に分けて相対的に評価している。

① 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地域の建物の種別と地盤分類により測定される。

市においては、危険度2が16町丁目、危険度1が25町丁目となっている。

② 火災危険度

火災危険度は、出火の危険度と延焼の危険性を掛け合わせることで測定される。

市においては、危険度3が17町丁目、危険度2が19町丁目、危険度1が5町丁目となっている。

③ 災害時活動困難度

災害時活動困難度は、地域の道路の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から測定される。

市においては、危険度5が2町丁目、危険度4が6町丁目、危険度3が7町丁目、危険度2が20町丁目、危険度1が6町丁目となっている。

④ 総合危険度

総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度に災害時活動困難度を加味して総合化し測定される。

市においては、危険度4が1町丁目、危険度3が12町丁目、危険度2が21町丁目、危険度1が7町丁目となっている。

別表3 狛江市の地域危険度町丁目別一覧表

東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」

町丁目名	建物倒壊危険度		火災危険度		災害時活動困難度		総合危険度	
	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク
和泉本町一丁目	3,141	1	1620	2	1938	2	2121	2
和泉本町二丁目	1,861	2	558	3	1581	2	869	3
和泉本町三丁目	2,834	2	1500	2	1897	2	1930	2
和泉本町四丁目	4,367	1	4622	1	1419	2	3415	1
猪方一丁目	3,145	1	1526	2	2631	2	2446	2
猪方二丁目	2,819	2	552	3	617	3	712	3
猪方三丁目	1,964	2	441	3	1158	3	648	3
猪方四丁目	3,445	1	927	3	2909	1	2400	2
岩戸北一丁目	3,133	1	1871	2	2035	2	2288	2
岩戸北二丁目	2,881	1	903	3	1374	2	1363	2
岩戸北三丁目	3,058	1	2118	2	1786	2	2178	2
岩戸北四丁目	2,200	2	1480	2	1757	2	1594	2
岩戸南一丁目	2,058	2	963	3	494	3	762	3
岩戸南二丁目	2,962	1	1107	3	281	4	913	3
岩戸南三丁目	2,005	2	536	3	336	4	469	3
岩戸南四丁目	2,250	2	945	3	2176	2	1571	2
中和泉一丁目	2,703	2	2214	2	2656	2	2469	2
中和泉二丁目	2,337	2	862	3	1600	2	1261	2
中和泉三丁目	3,258	1	1616	2	1436	2	1926	2
中和泉四丁目	3,190	1	1942	2	2737	2	2719	2
中和泉五丁目	1,869	2	721	3	642	3	665	3
西和泉一丁目	4,842	1	4951	1	3907	1	4562	1
西和泉二丁目	5,116	1	4989	1	4034	1	4746	1
西野川一丁目	2,183	2	2308	2	651	3	1180	3
西野川二丁目	3,235	1	2639	2	173	4	1297	2
西野川三丁目	3,316	1	2268	2	385	3	1548	2
西野川四丁目	2,063	2	780	3	59	5	393	3
東和泉一丁目	3,168	1	2457	2	3163	1	3093	1
東和泉二丁目	2,097	2	946	3	1676	2	1263	2
東和泉三丁目	3,246	1	3587	1	3789	1	3643	1
東和泉四丁目	3,348	1	2589	2	3953	1	3789	1
東野川一丁目	1,602	2	610	3	92	4	298	4
東野川二丁目	3,284	1	762	3	339	4	812	3
東野川三丁目	3,263	1	2043	2	139	4	1160	3
東野川四丁目	3,056	1	1530	2	12	5	516	3
元和泉一丁目	3,718	1	2594	2	729	3	2098	2
元和泉二丁目	3,390	1	2476	2	1488	2	2292	2
元和泉三丁目	4,289	1	3745	1	1773	2	3393	1
駒井町一丁目	2,303	2	1051	3	2601	2	1854	2
駒井町二丁目	2,978	1	1162	3	2424	2	2083	2
駒井町三丁目	2,893	1	1979	2	1965	2	2146	2

※対象は、都内市区町村全5,177町丁目

第3章 狛江市における被害想定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、きわめて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定のために想定される被害の定量化が必要である。

東京都防災会議では、平成3年に関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。

その後、都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、東京都防災会議では、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を新たに公表した。また、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。

平成24年4月に都において示された被害想定では、次のとおり4つの想定地震と6つの気象条件等が前提条件となっている。

① 想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km
今後30年以内に発生する確率※	70%		0%	0.5～2%

※地震調査研究推進本部による評価

② 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は冬の朝5時と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

以上のとおり、都では前提条件として4つの地震を想定しているが、地震発生の蓋然性から判断し、本計画では、原則として「東京湾北部地震」及び「多摩直下地震」を想定地震とする。

ただし、複合災害等の想定以上の災害についても、念頭において、計画的かつ段階的に防災対策を推進する。

地震動（地震のゆれ）

〈東京都内の震度別分布面積〉

東京湾北部地震M7.3（単位：％）

	5弱以下	5強	6弱	6強	7
東京都全体	32.8	13.7	29.0	24.4	0.1
区部	0.0	0.0	30.0	69.8	0.2
多摩	50.2	21.0	28.5	0.3	0.0
狛江市	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

多摩直下地震M7.3（単位：％）

	5弱以下	5強	6弱	6強	7
東京都全体	17.2	12.7	44.6	25.5	0.0
区部	0.0	0.3	84.5	15.2	0.0
多摩	26.3	19.3	23.4	31.0	0.1
狛江市	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

狛江市における被害想定（まとめ）多摩直下地震 比較表

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都）

条件	被害想定 (平成18年5月)		被害想定 (平成24年4月)				
	夜間人口（人）	75,711		78,751			
昼間人口（人）	53,540		57,386				
規模	M7.3		M7.3				
震度	6弱100%		6弱99.7%・6強0.3%				
時期及び時刻	冬の18時	冬の5時	冬の18時	冬の5時			
風速	15m/秒	6m/秒	8m/秒	4m/秒			
人的被害	死者（人）		7	6	14	17	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	3	6	8	15	
		地震火災	1	0	5	2	
		急傾斜・落下物ブロック塀	3	—	0	0	
	負傷者（うち重傷者）（人）		362（37）	557（48）	289（25）	472（37）	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	202（9）	362（15）	270（19）	457（31）	
		地震火災	8（2）	1（0）	6（2）	3（1）	
		急傾斜・落下物ブロック塀	36（6）	—	12（5）	12（5）	
	物的被害	建物被害（全壊・焼失棟数）		663	120	506	317
		原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	120	120	233	233
地震火災（全壊建物含まず）			543	0	273	84	
建物被害（半壊棟数）		—		1,287			
ライフライン※1		電力施設（停電率）		4.1%	5.1%		
		通信施設（固定電話不通率）		2.7%	1.8%		
		ガス施設（供給停止率）		0%	0% ※2		
					100% ※3		
		上水道施設（断水率）		19.3%	25.8%		
下水道施設（管きよ被害率）		15.7%	17.5%				
その他	滞留者（人）		34,400	—	43,071	—	
	帰宅困難者数（人）		4,429	—	8,872	—	
	避難人口（人）		5,712	5,190	12,640	11,569	
		避難生活者（人）		3,713	3,374	8,216	7,520
		疎開者人口（人）		1,999	1,817	4,424	4,049
	エレベーター閉じ込め台数（台）		12	—	3	3	
	災害時要援護者死者数（人）		2	—	10	8	
	自力脱出困難者（人）		20	—	89	150	
	震災廃棄物（万t）		6	4	9	9	

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ 表中の言葉は、発表当時のものとする。

※1 ライフラインの平成18年5月被害想定は風速6m/sの場合、平成24年4月被害想定は冬・18時、風速8m/sの場合

※2 ブロック内の全域でSI値が60kineを超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケースを想定

※3 ブロック内のある程度の範囲で60kineを超え、さらに二次被害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を実行するケースも考えられるため、ブロック内の3分の1で60kineを超える場合も想定する。

狛江市における被害想定（まとめ）東京湾北部地震 比較表

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都）

条件	被害想定 (平成18年5月)		被害想定 (平成24年4月)				
	夜間人口（人）	75,711		78,751			
昼間人口（人）	53,540		57,386				
規模	M7.3		M7.3				
震度	6弱100%		6弱100%				
時期及び時刻	冬の18時	冬の5時	冬の18時	冬の5時			
風速	15m/秒	6m/秒	8m/秒	4m/秒			
人的被害	死者（人）		9	3	17	12	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	2	3	6	10	
		地震火災	2	0	11	2	
		急傾斜・落下物ブロック塀	5	—	0	0	
	負傷者（うち重傷者）（人）		293（32）	399（34）	257（20）	412（26）	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	136（5）	243（8）	233（12）	399（21）	
		地震火災	7（2）	1（0）	13（4）	3（1）	
急傾斜・落下物ブロック塀		58（9）	—	10（4）	10（4）		
物的被害	建物被害（全壊・焼失棟数）		442	64	751	231	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	64	64	157	157	
		地震火災（全壊建物含まず）	378	0	594	74	
	建物被害（半壊棟数）		—		1,213		
	ライフライン※1	電力施設（停電率）		2.9%		5.6%	
		通信施設（固定電話不通率）		1.8%		3.7%	
		ガス施設（供給停止率）		0%		0% ※2	
100% ※3							
上水道施設（断水率）		15.2%		19.6%			
下水道施設（管きよ被害率）		15.7%		17.5%			
その他	滞留者（人）		34,400	—	43,071	—	
	帰宅困難者数（人）		4,429	—	8,872	—	
	避難人口（人）		5,575	5,247	12,457	9,475	
		避難生活者（人）		3,624	3,411	8,097	6,159
		疎開者人口（人）		1,951	1,836	4,360	3,316
	エレベーター閉じ込め台数（台）		12	—	3	3	
	災害時要援護者死者数（人）		2	—	12	6	
	自力脱出困難者（人）		10	—	60	102	
震災廃棄物（万t）		6	5	8	7		

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ 表中の言葉は、発表当時のものとする。

※1 ライフラインの平成18年5月被害想定は風速6m/sの場合、平成24年4月被害想定は冬・18時、風速8m/sの場合

※2 ブロック内の全域でSI値が60kineを超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケースを想定

※3 ブロック内のある程度の範囲で60kineを超え、さらに二次被害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を実行するケースも考えられるため、ブロック内の3分の1で60kineを超える場合も想定する。

第4章 減災目標

都では、都地域防災計画の中で被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）を定め、平成24年のこの計画の修正から起算して10年以内にその目標を達成するとしている。

市の減災目標において、その目標水準については都と整合性を図り、目標到達年次についてはこの地域防災計画の平成24年修正時点から10年以内と定め、災害対策を推進していくこととする。ただし、速やかな対策が必要な場合については、可能な限り早期に達成することとする。

市の減災目標を達成するためには、市民、地域、市が関係機関等と相互に連携・協働を図り、それぞれの役割を効果的に推進することが求められる。

市では、この自助・共助・公助の役割に基づく総合的な防災力の向上を図ることにより、減災目標に向けた取組を推進する。

減災目標1（人的・物的被害の軽減）

- ① 死傷者の約6割減
- ② 避難生活者の半減
- ③ 建物被害（全壊・焼失棟数）の約6割減

目標達成のための対策

目標を達成するため推進する本計画の主要項目は次のとおりである。

- 「市民と地域の防災力向上」（第2部第2章）
 - ・ 自助による市民の防災力向上
 - ・ 地域による共助の推進
 - ・ 消防団等の活動体制の充実
 - ・ 事業所による自助・共助の強化
 - ・ 市民・行政・事業所等の連携
- 「安全な都市づくりの実現」（第2部第3章）
 - ・ 安全に暮らせる都市づくり
 - ・ 建築物の耐震化及び安全対策の促進
 - ・ 液状化への対策
 - ・ 出火、延焼等の防止
- 「応急対応力の強化」（第2部第5章）
 - ・ 初動対応体制の整備
 - ・ 消火・救助・救急活動体制の整備
- 「情報通信の確保」（第2部第6章）
 - ・ 市民等への情報提供体制の整備
- 「医療救護等対策」（第2部第7章）
 - ・ 初動医療体制の整備

減災目標2（災害対策機能の維持・市民生活の再建）

- ① 中枢機能を支える機関（市、警察、消防、病院等）の機能維持
- ② 避難者・帰宅困難者への支援と市民生活の早期再建

目標達成のための対策

目標を達成するため推進する本計画の主要項目は次のとおりである。

<中枢機関の機能維持>

- 「安全な都市づくりの実現」（第2部第3章）
 - ・ 建築物の耐震化及び安全対策の推進
- 「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」（第2部第4章）
 - ・ 道路・橋梁
 - ・ 水道
 - ・ 下水道
 - ・ 電気・ガス・通信等
 - ・ エネルギーの確保
- 「応急対応力の強化」（第2部第5章）
 - ・ 初動対応体制の整備
 - ・ 事業継続体制の確保
 - ・ 連携体制の強化
- 「情報通信の確保」（第2部第6章）
 - ・ 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備
- 「医療救護等対策」（第2部第7章）
 - ・ 初動医療体制の整備
 - ・ 医薬品・医療資器（機）材の確保
- 「物流・備蓄・輸送対策の推進」（第2部第10章）
 - ・ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
 - ・ 輸送体制の整備・車両の確保
 - ・ 燃料の確保

<避難者・帰宅困難者への支援と市民生活の早期再建>

- 「市民と地域の防災力向上」（第2部第2章）
 - ・ ボランティアとの連携
- 「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」（第2部第4章）
 - ・ 鉄道・バス
 - ・ 緊急輸送ネットワーク
- 「避難者対策」（第2部第8章）
 - ・ 避難体制の整備
 - ・ 避難所・避難場所等の指定・安全化
 - ・ 避難所の管理運営体制の整備等

- 「帰宅困難者対策」（第2部第9章）
 - ・東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
 - ・帰宅困難者への情報通信体制整備
 - ・一時滞在施設の確保
 - ・徒歩帰宅支援のための体制整備
- 「物流・備蓄・輸送対策の推進」（第2部第10章）
 - ・食料及び生活必需品等の確保
 - ・飲料水及び生活用水の確保
 - ・備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
 - ・輸送体制の整備・車両の確保
- 「住民の生活の早期再建」（第2部第11章）
 - ・生活再建のための事前準備
 - ・トイレの確保及びし尿処理
 - ・ごみ処理
 - ・がれき処理
 - ・応急危険度判定
 - ・仮設住宅の供給
 - ・災害救助法等